

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第32号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章の表示に下線が引かれた章（以下「追加章」という。）を加え、同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示、追加章並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章（略） <u>第1章の2 県営住宅等の整備基準（第1条の2－第1条の14）</u> 第2章 県営住宅の管理（第1条の15－第24条） 第3章～第6章（略） 附則 第1条（略） <u>第1章の2 県営住宅等の整備基準</u> <u>（県営住宅等及びその敷地に関する基準）</u> <u>第1条の2 条例第3条の3第4項に規定する県営住宅等及びその敷地に関する基準は、次条から第1条の14までに定めるところによる。</u> <u>（位置の選定）</u> <u>第1条の3 県営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。</u> <u>（敷地の安全等）</u> <u>第1条の4 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。</u>	目次 第1章（略） 第2章 県営住宅の管理（第1条の2－第24条） 第3章～第6章（略） 附則 第1条（略）

(住棟等の基準)

第1条の5 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とするものとする。

(住宅の基準)

第1条の6 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ（県営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃貸する場合にあつては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る県営住宅については、この限りでない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、前項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。ただし、第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(住戸の基準)

第1条の7 県営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び

電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。ただし、前条第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(住戸内の各部)

第1条の8 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。ただし、第1条の6第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(共用部分)

第1条の9 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、第1条の6第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(附帯施設)

第1条の10 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとするものとする。

(児童遊園)

第1条の11 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとするものとする。

(集会所)

第1条の12 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとするものとする。

(広場及び緑地)

第1条の13 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとするものとする。

(通路)

第1条の14 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものとするものとする。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられたものとするものとする。

(入居者の資格)

第1条の15 条例第6条第1項第2号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者であつて、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者であつて、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

カ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害その他これに準ず

(単身入居者の資格)

第1条の2 条例第6条第2項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

るものとして知事が認める事由により、次のいずれかに該当することとなつた者

(ア) その居住する住宅が滅失し、又は損壊した者であつて、住宅の再建が困難であり、又は住宅の再建に相当の期間を要すると認められるもの

(イ) その居住する住宅に引き続き居住することにより、その生命又は身体に危害を受けるおそれがあると認められる者

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者のほか、住宅に困窮していることについてやむを得ない理由があると知事が認める者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。ウにおいて同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者であつて、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者であつて、本邦に引き揚げ

- た日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第1条第2項に規定する被害者であつて、次のいずれかに該当するもの
- ア 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者であつて、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 条例第6条第2項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

ア 身体障害 前項第1号ア(7)に規定する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第1条第2項に規定する被害者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した

日から起算して5年を経過していない者
イ 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者であつて、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(5) 前項第1号イからカまでに掲げる者

3 (略)

4 知事は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

(優先的な入居者の決定)

第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(10) (略)

(11) 本人又は同居者が、次のいずれかに該当する者

ア 第1条の15第1項第1号アからウまで又はオに掲げる者

イ (略)

(管理の特例)

第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合（以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。）における第1条の15第3項及び第4項、第2条第2項、第3条第1項及び第2項、第6条第7号、第7条第5項、第9条第1項、第3項及び第4項、第10条、第11条第2項、第12条から第14条まで、第19条、第21条、第22条、第29条第4号、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2・3 (略)

附 則

1～4 (略)

5 平成18年4月1日前に50歳以上である者は、第1条の15第1項第2号及び第2項第1号の規定の適用については、60歳以上の者とみなす。

別記

第1号様式（第3条関係）

県営住宅入居申込書

(略)

(略)

5 生活保	6 配偶者	7 戦傷病	8 原爆被
-------	-------	-------	-------

2 (略)

3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

(優先的な入居者の決定)

第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(10) (略)

(11) 本人又は同居者が、次のいずれかに該当する者

ア 第1条の2第1項第2号から第4号まで又は第7号に掲げる者

イ (略)

(管理の特例)

第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合（以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。）における第1条の2第2項及び第3項、第2条第2項、第3条第1項及び第2項、第6条第8号、第7条第5項、第9条第1項、第3項及び第4項、第10条、第11条第2項、第12条から第14条まで、第19条、第21条、第22条、第29条第4号、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2・3 (略)

附 則

1～4 (略)

5 平成18年4月1日前に50歳以上である者は、第1条の2第1項第1号に該当する者とみなす。

別記

第1号様式（第3条関係）

県営住宅入居申込書

(略)

(略)

5 戦傷病	6 原爆被	7 生活保	8 引揚者
-------	-------	-------	-------

護	暴力被害者 (保護年月日又は命令の効力発生年月日 ・)	者 (症)	爆者	者 (症)	爆者	護	(引揚年月日 ・)
9 引揚者 (引揚年月日 ・)	10ハンセン病療養所入所者等	11被災者		9 ハンセン病療養所入所者等	10配偶者暴力被害者 (保護年月日又は命令の効力発生年月日 ・ ・)		
(略)				(略)			

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第42条第1項の改正(「第6条第8号」を「第6条第7号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。